

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム（WT）」  
第6回議事概要

日時：令和3年8月19日（木）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事
三浦 雄二	全国市区選挙管理委員会連合会 事務局長
田畑 裕紀	札幌市選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市選挙管理委員会事務局 選挙課長
栗原 拓郎	前橋市選挙管理委員会事務局 主任
江森 涉	船橋市選挙管理委員会事務局 選挙係長
中山 善之	日野市選挙管理委員会事務局
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
木之瀬 義孝	甲府市選挙管理委員会事務局 選挙係長
若杉 泰之	富士市総務部 情報政策課 総括主幹
岩田 朋子	南国市選挙管理委員会事務局 主査
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官

（総務省）

友井 泰範	総務省自治行政局選挙部 選挙課 理事官
中川 航輔	総務省自治行政局選挙部 選挙課 係長
福井 隆士	総務省自治行政局選挙部 選挙課 事務官
若林 拓	総務省自治行政局選挙部 管理課 課長補佐
河野 祐二	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
船岡 悠太	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
柿原 翔吾	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
平元 彩音	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
田邊 佳菜	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官

**【議事次第】**

1. 論点の検討
2. その他

**【意見交換（概要）】****■外部帳票の標準化**

- ・自治体間の通知・照会文書である二重登録通知には投票所入場券の出力にあたってのデータの取り扱い等に影響するため、選挙人名簿への登録日または登録予定日の印字が必要と考える。
  - ・現在使用している様式では登録日または登録予定日の記載はないが、印字があった場合は前述の観点から有益と考える。
  - 業務上、登録日または登録予定日を確認することで利便性が向上することが認められるため、登録日または登録予定日を二重登録通知の印字項目に追加する。
- 郵便等投票証明書交付者向け投票案内のうち、差出元の記載を「選挙管理委員会」と「選挙管理委員会事務局」のどちらの表記とすべきか、構成員の意見を確認してほしい。
  - ・本案内の発送は選挙管理委員会事務局が担当する業務ではないため、「選挙管理委員会」が望ましいと考える。
  - 郵便等投票証明書交付者向け投票案内の差出元の記載は「選挙管理委員会」に統一することとする。
- 郵便等投票証明書交付者向け投票案内のうち、「郵便等投票申し込み期限」との記載は法令において使用されている文言への準拠、及び文書内の表現統一の観点から「郵便等投票請求期限」に表記を改めるべきと考える。
  - 使用する文言は「請求」に改めることとする。
- 不在者投票施設宛の文書の宛名は施設長を記載すべきと考える。
  - 宛名の記載について、事務局にて検討する。
- 標準化案の「投票ができない選挙人には」との記載は不自然に感じるため、「投票ができない選挙人については」と改める必要があると考える。
  - 表現について、事務局にて検討する。
- 標準化案「名簿番号」は「性別」欄の右に配置すべきと考える。
  - ・不在者投票用紙交付者の一覧を複写し、点字投票及び代理投票を行う者の確認に使用しているため、同様に「名簿番号」は「性別」欄の右に配置されることが望ましいと考える。
  - ・本帳票は不在者投票施設宛に送付し、施設にて不在者投票用紙の交付者を確認することが主要な用途となるため、標準化案に記載のとおり、「名簿番号」は「交付対象の選挙名」の右に配置することで差し支えないと考える。
  - 配置について、事務局にて検討する。
- バーコード受付ラベルについて、標準化案中、「選挙区」は域内に複数の衆議院小選挙区を有する自治体における確認のため、「氏名」は不在者投票施設において選挙人に対して不在者投票用紙を交付する際の確認のためにラベルに印字が必要と考える。
  - 「選挙区」及び「氏名」の記載について事務局にて検討する。
- バーコード受付ラベルについて、「市区町村名」は他自治体の施設を扱う際の区別のため、「名簿番号」は確認のために必要と考える。
  - 「市区町村名」の記載について事務局にて検討する。

- バーコード受付ラベルについて、「選挙名称」は各選挙にて使用するバーコード受付ラベルを区別するために必要と考える。
  - ・バーコード受付ラベルに印字しているバーコードには名簿番号情報のみを格納しており、同日に施行される選挙では選挙種別に関わらず同一のバーコードを使用している。
  - ・名簿番号に加えて、選挙名称、投票種別をバーコードに格納している。
 →「選挙名称」は印字項目に追加することとして整理する。バーコードのデータ項目については別途データ要件として整理する予定。
- バーコード受付ラベルについて、「性別」は本人情報の確認のために印字が必要と考える。
  - ・「性別」の記載は性的少数者への配慮の観点から、記号による表記を含めて廃止すべきと考える。
  - ・「性別」を印字しているが、今後同様の観点から改廃について検討が必要と考える。
  - ・性的少数者への配慮は必要であると考えますが、記号による区別等、何らかの形で印字することで本人情報の確認に有用となると考える。
 →「性別」の記載については、性別を区別するための記号を印字する方針で整理する。

#### ■システム構成パターン

- 現時点では、選挙人名簿管理システムの機能として不在者投票資格管理機能及び指定施設管理機能が想定されているが、現在のシステム構成では両機能は期日前・不在者投票管理システムの機能として有している。そのため、不在者投票者の資格情報及び不在者投票施設情報については選挙期間中のみ期日前・不在者投票管理システムにて更新を行う運用としている。
  - 不在者投票資格管理機能及び指定施設管理機能の取り扱いについては、APPLIC から受領した分類機能分界に係る意見に基づいて整理している。システム構成の変更に伴い、必要に応じて各市区町村にて運用を見直していただく予定。
  - ・不在者投票資格管理機能は、選挙期間中に適切なタイミングでの更新が必要となるため、業務の利便性を考慮した上で選挙人名簿管理システムと期日前・不在者投票管理システム間のデータ連携の頻度等を検討してもらいたい。

#### ■選挙人名簿抄本、投票所入場券、宣誓書

- 選挙人名簿抄本上に男女別集計欄は設けておらず、集計欄を設ける場合、使用する数値は選挙人名簿登録者数及び有権者数のどちらでも支障はない。選挙人名簿登録者数及び有権者数は選挙人名簿抄本とは別の帳票を用いてそれぞれ集計している。
  - ・選挙人名簿抄本上に男女別集計欄は設けていないが、集計欄の記載があれば利便性が向上すると考える。
  - ・定時登録時及び選挙時登録時の選挙人名簿抄本に選挙人名簿登録者数を印字している。他自治体にて選挙人名簿登録者数の印字がない名簿抄本での運用に支障がないのであれば、同様の対応を検討する。
 →選挙人名簿抄本に男女別集計欄は印字しないこととして整理する。
- 投票所入場券のシステムによる出力対象を確認したい。現在、レイアウトのみを先行して印刷し、レイアウトを印刷した用紙に選挙人情報を印字している。また、二段階で印刷を行う場合、投票所案内図はどのように取り扱うべきかについても検討してもらいたい。
  - ・レイアウト及び選挙人情報を一度に印刷するバリエーション印刷方式を採用している。
 →印刷方式については、APPLIC を通して事業者へも照会した上で検討する。

- 投票所入場券の出力順は選択することは可能か、確認したい。郵便局へ投票所入場券の発送を依頼するための便宜などのため、出力順を選択可能とすることが望ましいと考える。  
→本市では、市内居住者の町名住所順、市外転出後3ヶ月以内の者、市外転出後3ヶ月以降4ヶ月以内の者の順で投票所入場券を出力している。  
→挙がった意見を基に事務局にて検討いたします。
- 本市と同様に投票所入場券を世帯単位且つ封書様式で送付している市区町村にて、市外転出者への投票所入場券の送付をどのように実施しているか確認したい。
  - ・市外転出者へは個人単位且つ封書様式で送付している。
  - ・市外転出者へは個人単位且つはがき様式で送付している。→投票所入場券の転出者への送付時の取り扱いについては事務局にて検討する。
- 世帯単位・はがき様式の投票所入場券のレイアウト案では可読性や情報の記載量を考慮し、一面に4人配置ではなく3人配置に減らすべきと考える。その際、様式全体の記載可能な選挙人数が減少しないよう、レイアウトを工夫してもらいたい。  
→挙がった意見を基に事務局にて検討する。
- 通常、不在者投票の請求は自宅や不在者投票施設等、投票所以外の場所にて行われると想定するが、不在者投票用宣誓書兼請求書はどういったケースで使用する想定か、具体的な事例を確認したい。  
→公示もしくは告示時点で18歳未満且つ投票日時点で18歳到達が見込まれる者が18歳到達前に期日前投票所に来場し、投票を行うケースを想定している。
- 投票所入場券裏面の宣誓書には選挙人情報の記載スペースを確保する観点から、不在者投票の請求者情報の記載欄は不要と考える。  
→投票所入場券裏面の宣誓書に不在者投票の請求者情報の記載欄は設けないこととする。
- 事前に意見を受領していた、引き続き証明またはその確認によって投票した者の集計に係る運用については事務局にて検討する。

以上